

県条例対象事業者の 再生資源利用促進調査・予測結果報告書 記入要領

【環境の保全と創造に関する条例の特定事業者*】

* 環境の保全と創造に関する条例の特定事業者は、次のいずれかに該当する事業者です。

- 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業を行う者であって、当該事業によって発生する産業廃棄物の量が年間 10,000 トン以上の工場等を設置するもの
- 電気業に属する事業を行う者であって、発電所を設置するもの
- ガス業に属する事業を行う者であって、ガス製造工場を設置するもの
- 熱供給業に属する事業を行う者であって、当該事業に係る工場等を設置するもの

令和3年4月

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

目 次

1	再生資源利用促進調査・予測結果報告書について	1
2	提出について	7
添付 1	産業廃棄物の種類について	9
添付 2	廃棄物の重量への換算について	11
添付 3	環境の保全と創造に関する条例（抜粋）	12
添付 4	環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）	13
添付 5	環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく再生資源利用促進基準	14
添付 6	再生資源利用促進調査・予測結果報告書の記載例	20

「環境の保全と創造に関する条例」（以下「条例」という。）の特定事業者は、条例の規定に基づき、再生資源利用促進調査・予測結果報告書を提出する必要があります。

報告書の様式は、ホームページ「兵庫の環境(<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/>)」の「トピックス一覧 (http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/info_list)」中、「多量の産業廃棄物を排出する事業者のみなさまへ」をご覧ください。

- ※ 環境の保全と創造に関する条例の特定事業者は、次のいずれかに該当する事業者です。
- 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業を行う者であって、当該事業によって発生する産業廃棄物の量が年間 10,000 トン以上の工場等を設置するもの
 - 電気業に属する事業を行う者であって、発電所を設置するもの
 - ガス業に属する事業を行う者であって、ガス製造工場を設置するもの
 - 熱供給業に属する事業を行う者であって、当該事業に係る工場等を設置するもの

1 再生資源利用促進調査・予測結果報告書について

(1) 再生資源利用促進調査・予測結果報告書

条例第 77 条第 1 項の規定に基づき、様式第 16 号による報告書を翌年度の 6 月 30 日までに提出する必要があります。

様式内の再生資源利用促進基準の適合状況等については、次の別紙 1 及び 2 の県産業廃棄物実態調査票により行ってください。

報告書の様式は、ホームページ「兵庫の環境(<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/>)」の「お知らせ一覧 (http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/info_list)」中、「多量の産業廃棄物を排出する事業者のみなさまへ」をご覧ください。

(2) 県産業廃棄物実態調査票

条例第 77 条第 1 項の規定に基づく報告書のうち、再生資源利用促進基準の適合状況等について、県産業廃棄物実態調査票により次のとおり報告してください。

① 様式 1

○ 事業場コード、事業所市町名

事業場コードは、28J で始まる 10 桁のコードを記入してください。コードは多量排出事業者の処理計画等のコードと同じです。

○ フレーム

当該事業場における次の数値を記入してください。単位にご注意ください。

製造業 → 当該年度における製品出荷額を記入。(単位：万円)

電気業 → 当該年度における発電量を記入。(単位：万 kWh)

ガス業 → 当該年度における供給量を記入。(単位：万 m³)

○ 業種コード

[日本標準産業分類\(平成 25 年 10 月改定\)](#)の分類（4 桁）を記入してください。

○ 事業者名、記入者所属名、記入者氏名、住所、電話、FAX、E-mail 等

事業者名等を記入してください。記入者氏名、電話等は、県からの内容質問時の問い合わせ先を記入してください。

○ 副産物（有価物と産業廃棄物）の発生、処理等の状況

様式に定める項目について、副産物の種類ごと、処理先や処理方法ごとに記入して下さい。

- ・副産物の種類（コード、名称）
副産物の名称を記入。産業廃棄物の場合は、「産業廃棄物の種類について」を参照の上、コード（4桁）を記入。
また、産業廃棄物の通称名がある場合は（ ）書きで併記。
- ・副産物の発生量
当該年度に発生した副産物の量を t(トン)単位で記入。0.5 t 以上は整数値で、0.5 t 以下は 0.01 t 単位で記入（端数は四捨五入）。
- ・自社中間処理の状況（有無、中間処理後量、処理方法）
自社での中間処理の有無を記入。
中間処理後量は、自社中間処理後の残さ量を記入。脱水や焼却後は、処理前より量が減るので注意。
処理方法は、中間処理の順に表Aに従いコードを記入（最大3つまで）。
- ・委託先への搬出区分
事業場外への搬出区分を表Bに従いコードを記入。
- ・委託等中間処理の状況（有無主体、中間処理後量、処理方法、中間処理業者名、都道府県名、市町村名）
事業場外での委託等による中間処理の有無や処理主体について、表Cに従いコードを記入。
中間処理後量は、委託等中間処理後の残さ量を記入。脱水や焼却後は、処理前より量が減るので注意。
処理方法は、中間処理の順に表Aに従いコードを記入（最大3つまで）。
中間処理先の業者名、処理場所の所在地（都道府県市町村名）を記入。
- ・最終処分・再生利用の状況（処分再利用区分、最終処分・再生利用業者名、都道府県名、市町村名、再生用途区分）
処分・再利用の状況について、表Dに従いコードを記入。
最終処分等先の業者名、処理場所の所在地を記入。
再生用途区分は、「処分再利用区分」が「再利用(V~Y)」の場合に限り、表Eに従いコードを記入。
- ・条例項目基準適合状況（基準適合区分、中間処理減量化率(y)、有効利用率(r)、基準 L、実績 L）
業種、発生副産物の種類に応じて、「条例別表第2」に項目があれば「適」を、項目がなければ「非適」を記入。
業種、発生副産物の種類に応じて、「条例別表第2」に規定する「副産物中間処理減量化基準率(y)」と「副産物再生資源利用基準率(r)」の値を%単位で記入。
基準 L、実績 L は様式中に従い記入。

② 様式2

○ 再生原材料の使用状況

様式に定める項目について、使用原材料の種類ごとに記入して下さい。

- ・使用原材料の種類（コード、名称）
使用原材料のコードを別表に従い記入。
名称も別表1に従い記入するとともに、通称がある場合は（ ）書きで併記。
- ・使用原材料量実績
当該年度に発生した使用原材料の量を t(トン)単位で記入。整数値で記入（端数は四捨五入）。
- ・再生原材料使用率実績

当該使用原材料に占める再生原材料使用率を%単位で記入。整数値で記入（端数は四捨五入）。

- 基準適合状況（基準適合区分、再生原材料使用率(x)、基準 L、実績 L）
業種、使用原材料の種類に応じて、「条例別表第 1」に項目があれば「適」を、項目がなければ「非適」を記入。
業種、発生副産物の種類に応じて、「条例別表第 1」に規定する「再生原材料使用率(x)」の値を%単位で記入。
基準 L、実績 L は様式中に従い記入。

表A 処理方法

コード	処理方法	コード	処理方法
0	溶融	5	破碎
1	焼却	6	圧縮
2	脱水	7	コンクリート固形化
3	乾燥	8	中和
4	油水分離	9	その他

表B 搬出区分

コード	搬出の状況
A	搬出にあたって料金を支払った。(有料)
B	搬出にあたって料金は不要であった。(無料)
C	搬出にあたって利益があった。(売却)
D	自社で再利用、保管又は処分したため搬出はなかった。

表C 有無主体（中間処理の有無や処理主体）

コード	排出事業場以外での中間処理の有無や処理主体
I	自社の中間処理施設（排出事業場外の施設）
J	処理業者の中間処理施設
K	自治体の中間処理施設
L	委託先等での中間処理はなし

表D 処分再利用区分（最終処分・再利用の状況）

	コード	最終処分・再利用の状況
埋立処分	P	公共関与(フェニックス、環境創造協会等)の埋立処分地
	Q	自社の埋立処分地
	R	自治体の埋立処分地
	S	処理業者の埋立処分地
海洋投入	T	処理業者に委託し海洋投入
保管	U	保管（次年度へ繰越等）
再利用	V	自社での再(生)利用
	W	売却（搬出区分が「C」の場合）
	X	無償供与（搬出区分が「B」で資材等として再利用）
	Y	料金を支払って相手先が再利用（搬出区分が「A」の場合）
その他	Z	その他（上記以外）

表E 再生用途区分（再(生)利用の用途）

コード	再(生)利用の用途
1	鉄鋼原(材)料
2	非鉄金属、貴金属原(材)料
3	燃料又はその原(材)料
4	肥料・土壌改良材又はその原(材)料
5	資材又はその原(材)料
6	建設材料（骨材、路盤材及び土地造成材等）又はその原(材)料
7	パルプ・紙又はその原(材)料
8	ガラス原(材)料
9	プラスチック原(材)料
10	セメント原(材)料
11	その他

別表1 使用原材料の種類（コード、名称）

種類	分類コード	原材料例	備考
ア 気体原材料（常温常圧で気体となる原材料）			
各種ガス類	011	液体窒素、液体酸素、ドライアイス、天然ガス等	[対象例] 燃料に使用するLNG、天然ガス、冷媒に使用する代替フロン
イ 油類（熱源、製造物の原料等となる油類）			
鉱油	021	ガソリン、灯油、軽油、重油、原油、アスファルト、圧延油、絶縁油等及びそれらの廃油	[対象例] ボイラーに使用する重油、廃油、石炭製造に使用する廃油、薬品製造に使用するアルコール、ガソリン製造に使用する原油 [非対象例] 食料油製造に使用する植物油は、「シ」の動植物系原材料となる。
動・植物油	022	アマニ油、桐油、ゴマ油等及びそれらの廃油	
その他のもの	023	アルコール、ベンゼン、トルエン、シンナー、油性インク、トリクレン、パラフィン等及びそれらの廃油	
ウ 非動植物系液体原材料（「イ」の油類を除く液状の原材料（果汁、牛乳等の動植物系の原材料を除く。））			
酸	031	硫酸、塩酸、硝酸等及びそれらの廃酸	[対象例] 石炭製造に使用する水酸化ナトリウム、排水処理に使用する水酸化ナトリウム、排水処理に使用する廃酸・廃アルカリ [非対象例] バター製造に使用する牛乳は、「シ」の動植物系原材料となる。無機系の含水率50%未満の汚泥は、「サ」の無機系原材料となる。
アルカリ	032	アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ等及びそれらの廃アルカリ	
その他のもの	033	汚泥（無機系のものであって、含水率50%以上のもの）等	
エ 鉄材（構造物の躯体、製造物の原材料等となる鉄材）			
	041	鉄鋼、鑄鉄等の鉄製品及びそれらのスクラップ	[対象例] 自動車躯体製造、橋脚建設に使用する鋼板、高炉、電炉に使用するスクラップ [非対象例] 鉄材製造に使用する鉱石、石灰石、コークス等は、「サ」の無機系原材料となる。
オ 非鉄金属材（構造物の躯体、製造物の原材料等となる非鉄金属材）			
アルミ材	051	アルミ製品及びそのスクラップ等	[対象例] 自動車エンジン製造に使用するアルミ、アルミインゴット製造に使用するアルミスクラップ [非対象例] アルミ材製造に使用するボーキサイト等は、「サ」の無機系原材料となる。無機系の汚泥であって、含水率が50%以上のものは、「ウ」の非動植物系液体原材料、50%未満のものは、「サ」の無機系原材料となる。
その他のもの	052	アルミを除く非鉄金属製品及びそのスクラップ等	
カ プラスチック類（構造物の躯体、製造物の原材料等となるプラスチック類）			
プラスチック	061	フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂、けい素樹脂等の合成樹脂、アクリル繊維、ポリエステル繊維、テフロン繊維、PVC繊維等の合成繊維、合成接着剤、セルロイド、合成ゴム、FRP、合成皮革等及びそれらの廃プラスチック	[対象例] 被覆電線製造に使用する塩化ビニール、家電筐体製造に使用する各種プラスチック、植木鉢製造に使用する廃プラスチック [非対象例] 塩化ビニール製造に使用する塩化ナトリウム等は、「サ」の無機系原材料、各種プラスチック製造に使用する石油は、「イ」の油類となる。
タイヤ	062	タイヤ及び廃タイヤ	
キ 紙・パルプ材（製造物の原料等となる紙・パルプ）			
紙、パルプ	071	紙、パルプ、セロファン等及びそれらのくず	[対象例] 被覆電線製造に使用する紙、紙製造に使用するパルプ、古紙 [非対象例] 紙・パルプ製造に使用する木材は、「ク」の木材となる。

種類	分類コード	原材料例	備考
ク	081	木材（構造物の躯体、製造物の原料、燃料等となる木材）	〔対象例〕 家具製造に使用する木材、紙・パルプ製造に使用する原木、廃木材、パーテイクルボード製造に使用する木材チップ
		木、竹、籐等及び廃木材	
ケ	91	ガラス材（構造物の躯体、製造物の原材料等となるガラス）	〔対象例〕 自動車製造に使用するガラス板、ガラス瓶製造に使用するガラスカレット、建築物に使用するガラス板 〔非対象例〕 ガラス材製造に使用する珪石は、「サ」の無機系原材料となる。
		ガラス製品及びびガラスくず	
コ	101	建設資材（建築物の構成物となるアスファルト、コンクリート、セメント、セメント製品、骨材、石材、レンガ、タイル等の資材であって、ア〜ケに掲げるものを除く。）	〔対象例〕 建設工事に使用するアスファルト、コンクリート、セメント、セメント製品、コンクリート・アスファルトがら、壁、天井材として使用する耐熱ボード 〔非対象例〕 セメント製造に使用する石膏、耐熱ボード製造に使用する廃石膏は、「サ」の無機系原材料となる。建築物に使用するガラス板は、「ケ」のガラス材となる。量は、建築物の構成物とはいえず、「シ」の動植物系原材料となる。
		アスファルト	
		コンクリート	
		セメント	
		骨材、石材等	
		れんが、タイル等	
サ	106	埋戻材料、路床材料、堤防・宅地造成用資材等	〔対象例〕 鉄材製造に使用する鉱石、石灰石、石炭、セメント製造に使用する粘土、石膏、石炭灰、工業塩製造に使用する排水処理副産物としての塩化ナトリウム、タイル製造に使用する土、排水処理材として使用する活性炭 〔非対象例〕 鉄材製造に使用するスクラップは、「エ」の鉄材となる。壁材に使用するタイルは「コ」の建設資材となる。活性炭製造に使用する木材は、「ク」の木材となる。
		無機系原材料（鉄材、非鉄金属材、建設資材等の製造に使用する無機系原材料であって、ア〜コに掲げるものを除く。）	
シ	111	鉄鉱石、ボーキサイト、石炭等の鉱石	〔対象例〕 清酒製造に使用する米、肥料製造に使用する動植物性残渣・家畜糞尿、活性汚泥、飼料製造に使用する穀類、清涼飲料製造に使用する果汁、ゴム製品製造に使用する天然ゴム、ゴム製造に使用する樹液、繊維製造に使用する綿花、絹糸 〔非対象例〕 肥料製造に使用する木材チップは、「ク」の木材となる。酒類に充填するアルコールは、「イ」の油類となる。
		塩類	
		陶磁器等	
		その他のもの	
シ	121	動植物系原材料（食料品、肥料、飼料等の原料となる穀類、肉類等の動植物系原材料であって、ア〜サに掲げるものを除く。）	〔対象例〕 清酒製造に使用する米、肥料製造に使用する動植物性残渣・家畜糞尿、活性汚泥、飼料製造に使用する穀類、清涼飲料製造に使用する果汁、ゴム製品製造に使用する天然ゴム、ゴム製造に使用する樹液、繊維製造に使用する綿花、絹糸 〔非対象例〕 肥料製造に使用する木材チップは、「ク」の木材となる。酒類に充填するアルコールは、「イ」の油類となる。
		繊維	
		食料	
		ゴム	
		その他のもの	

2 提出について（排出事業場が、神戸、姫路、尼崎、明石、西宮にある場合は、各市へお問い合わせください）

（１）提出期限

毎年 6 月 30 日まで

（２）提出方法

＜（条例）再生資源利用促進調査・予測結果報告書＞

（条例）再生資源利用促進調査・予測結果報告書について、次の方法で提出をお願いします。

- ① 再生資源利用促進調査・予測結果報告書（様式第 16 号）を作成する。
※ 押印見直しに伴い、押印並びに様式の郵送は不要です。
- ② 県産業廃棄物実態調査票をエクセルファイル（様式 1 及び 2）で作成する。
- ③ <https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1616757228207> へアクセスし、必要事項を入力、添付ファイルを添付し送信。
- ④ 兵庫県簡易申請システムから、確認メールが届けば送信完了です。（ただし、メールアドレスの入力が誤っている場合や受信制限等を行っている場合は、確認メールが届きません。この場合も、[送信]ボタンを押した後に送信完了画面が表示されていれば、正常に送信できています。）

注意：

条例の再生資源利用促進調査・予測結果報告書（様式第 16 号）は、押印の必要があります。押印した書類は郵送してください。それ以外の様式については、エクセルファイルで送付してください。

（３）その他

インターネットの利用ができない場合は、次の方法で提出してください。

- ① 処理計画書等の様式を電子ファイルで作成する。
- ② 作成した処理計画書等を、電子ファイルで CD-R に保存。（様式ごとにファイル形式（PDF とエクセル）に間違いがないか確認してください。また、保存後、他のパソコンで読み取りができるか、データ確認作業をお願いします。）
- ③ CD-R の表面には、報告年度と対象事業場名を記載してください。
- ④ 再生資源利用促進調査・予測結果報告書（様式第 16 号）、県産業廃棄物実態調査票（別紙 1 及び 2）を作成する。
- ⑤ 押印した再生資源利用促進調査・予測結果報告書（様式第 16 号）と、県産業廃棄物実態調査票（別紙 1 及び 2）のデータを保存した CD-R を一緒に郵送してください。

送付先 〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県 環境整備課 循環型社会推進班 宛

電子ファイルでの提出が困難な場合は、電話にてお問い合わせください。

問い合わせ先 078-341-7711（内線 3350 又は 3352） 兵庫県環境整備課循環型社会推進班

注意：

排出事業場が、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にある場合は、提出方法が異なりますので、各市へお問い合わせください

産業廃棄物の種類について

処理計画書及び処理計画実施状況報告書は、次の産業廃棄物について作成してください。
また、処理計画実施状況報告書の第2面は、産業廃棄物の種類ごとに集計し、1種類につき1枚を記入してください。

表. 産業廃棄物の種類

区分	コード及び種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	0100 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	0200 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	0300 廃油	グリス(潤滑油)など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	0400 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	0500 廃アルカリ	廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	0600 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	1100 ゴムくず	天然ゴムくず
	1200 金属くず	鉄くず、アルミくず、金属の研磨切削くずなど、不要となった金属
	1300 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	1400 鋳さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鋳炉かすなど
	1500 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート、レンガの破片など
1800 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん	
特定の業種に伴うもの	0700 紙くず	以下の業種からの紙くずに限る →建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
	0800 木くず	①以下の業種からの木くず、おがくず、バーク類などに限る →建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 ②貨物の流通のために使用したパレット
	0900 繊維くず	以下の業種からの天然繊維くずに限る →建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業
	1000 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物<魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど>
	1600 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	1700 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	4000 動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
1900 汚泥のコンクリート固化物など、上の産業廃棄物を処理した物で、上記19種に分類されない物		

※ 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については、「2500 水銀使用製品産業廃棄物」「2600 水銀含有ばいじん等」とし、産業廃棄物の種類を()書きで記載ください。

(例) 2500 水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック、金属くず、ガラスくず)

(例) 2600 水銀含有ばいじん等 (汚泥)

表. 特別管理産業廃棄物の種類

コード及び種類	具体例
7000 引火性廃油	揮発油類(ガソリン、ベンゼン等)、灯油類、軽油類、石油系溶剤
7010 引火性廃油 (有害)	水銀等の有害物質を含む引火性廃油
7100 強酸	pH2.0 以下の酸
7110 強酸 (有害)	水銀等の有害物質を含む強酸
7200 強アルカリ	pH12.5 以上のアルカリ
7210 強アルカリ (有害)	水銀等の有害物質を含む強アルカリ
7300 汚染性廃棄物 (混合)	病院等から排出された感染性廃棄物のうち、下の 7310～7340 に分類が困難なもの (混合している廃棄物の種類を主なものから順に余白に併記してください。)
7310 廃プラスチック類 (感染性) ※	病院等から排出された感染性廃棄物のうち廃プラスチック類
7320 ゴムくず (感染性) ※	病院等から排出された感染性廃棄物のうち天然ゴムくず等
7330 金属くず (感染性) ※	病院等から排出された感染性廃棄物のうち針等の金属くず
7340 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (感染性) ※	病院等から排出された感染性廃棄物のうちガラスくず等
7411 廃PCB等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
7412 PCB汚染物	PCB が塗布されたりしみこんだ紙くず、木くず、繊維くず、PCB が付着もしくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類等
7413 PCB処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの
7421 廃石綿等※	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
7422 指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423 銻さい (有害)	銻さい(基準値を超える有害物質を含むもの)
7424 燃えがら (有害) ※	燃えがら(基準値を超える有害物質を含むもの)
7425 廃油 (有害) ※	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの) 塩素系廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)
7426 汚泥 (有害) ※	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの) 塩素系スラッジ等(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)
7427 廃酸 (有害) ※	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)
7428 廃アルカリ (有害) ※	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)
7429 ばいじん (有害) ※	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)
7430 13号廃棄物 (有害)	汚泥のコンクリート固化物など、上記に分類されない 13号廃棄物(基準値を超える有害物質を含むもの)
7440 廃水銀等 ※	特定施設において生じた廃水銀等 水銀等が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀
7900 その他の特別管理産業廃棄物	上記で分類できない特別管理産業廃棄物 その他([廃棄物の名称])と記載してください。

※ 業種もしくは施設限定等あり。

産業廃棄物の重量への換算について

排出量について、 m^3 や L といった量しか分からない場合、処分業者での計量結果を調査するなど排出廃棄物の重量を把握し、換算のための比重を把握してください。もし、換算のための比重が分からない場合は、下の表の換算係数を使用してください。

表の係数が2種類あるものについては、排出廃棄物の性状にあった係数を選択して使用してください。判断が付かない場合は従来値（兵庫県多量排出事業者報告記載）を用いてください。

表. 産業廃棄物の種類毎の換算係数

産業廃棄物の種類	換算係数 (t/ m^3)		
	従来値 (兵庫県多量排出事業者報告記載)	環境省通知記載値 (平成18年12月27日 環産産発第061227006号)	
1	燃え殻	1.14	
2	汚泥	1.10	
3	廃油	0.90	
4	廃酸	1.25	
5	廃アルカリ	1.13	
6	廃プラスチック類	0.35	
7	紙くず	0.17	0.30
8	木くず	0.55	
9	繊維くず	0.12	
10	動植物性残渣	1.00	
11	ゴムくず	0.52	
12	金属くず	1.13	
13	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.20	1.00
14	鉱さい	1.60	1.93
15	がれき類	1.48	
16	動物のふん尿	1.00	
17	動物の死体	1.00	
18	ばいじん	1.26	
19	13号廃棄物	1.48	1.00
20	動植物系固形不要物	1.00	
21	建設系混合廃棄物	0.26	
22	廃電気機械器具	1.00	
23	感染性廃棄物	0.30	
24	廃石綿等（飛散性）	0.30	
25	廃水銀等	13.57	

m^3 から t への換算方法は次のとおり。

$$\text{容積 (m}^3\text{)} \times [\text{換算係数}] = \text{重量 (t)}$$

環境の保全と創造に関する条例

平成 7 年 7 月 18 日条例第 28 号

改正 平成 16 年 10 月 8 日条例第 52 号

第 3 章 公害の防止等

第 5 節 資源の循環的な利用の促進

(再生資源利用促進基準の設定)

第 75 条 知事は、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は建設工事で規則で定めるもの（次条及び第 77 条において「特定事業」という。）における再生資源の利用を促進するため、原材料のうち再生資源を利用していないもの及び副産物のうち再生資源として利用しないものの総量の削減に関する基準（以下「再生資源利用促進基準」という。）を定めるものとする。

2 第 33 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の規定による再生資源利用促進基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(再生資源利用促進基準の遵守)

第 76 条 特定事業を行う事業者で規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、再生資源利用促進基準を遵守しなければならない。

(調査、予測等)

第 77 条 特定事業者は、特定事業に使用する原材料の量及び特定事業に伴い得られる副産物の量その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより、調査し、又は予測し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容が再生資源利用促進基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

全文はホームページ「兵庫県法規データベース」

〈 <https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85CFF43A&houcd=H407901010028&no=1&totalCount=4&fromJsp=SrMj>〉

で御覧いただけます。

環境の保全と創造に関する条例施行規則

平成 8 年 1 月 8 日規則第 1 号

改正 平成 16 年 12 月 16 日規則第 85 号

第 2 章 公害の防止等

(特定事業)

第 20 条 条例第 75 条第 1 項に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業
- (2) 電気業に属する事業
- (3) ガス業に属する事業
- (4) 熱供給業に属する事業

追加〔平成 8 年規則 58 号〕

(特定事業者)

第 21 条 条例第 76 条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業を行う者であって、当該事業によって発生する産業廃棄物の量が年間 10,000 トン以上の工場等を設置するもの
- (2) 電気業に属する事業を行う者であって、発電所を設置するもの
- (3) ガス業に属する事業を行う者であって、ガス製造工場を設置するもの
- (4) 熱供給業に属する事業を行う者であって、当該事業に係る工場等を設置するもの

追加〔平成 8 年規則 58 号〕

(調査、予測事項等)

第 22 条 条例第 77 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業に使用する原材料であって、再生資源を利用したものの量
- (2) 特定事業に伴い得られる副産物であって、再生資源として利用したものの量及び利用の方法
- (3) 特定事業に伴い得られる副産物であって、埋立処分又は海洋投入処分したものの量

2 条例第 77 条第 1 項の規定による報告は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の結果について、再生資源利用促進調査・予測結果報告書（様式第 16 号）によってしなければならない。

追加〔平成 8 年規則 58 号〕

全文はホームページ「兵庫県法規データベース」

〈 <https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85CFF43A&houcd=H408902100001&no=2&totalCount=4&fromJsp=SrMj>〉

で御覧いただけます。

環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく再生資源利用促進基準

平成 8 年 6 月 12 日兵庫県告示第 907 号の 2

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 75 条第 1 項の規定による再生資源利用促進基準を次のとおり定め、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

再生資源利用促進基準は、次式に掲げるとおりとする。

$$L = G (1 - x/100) + H (1 - r/100 - y/100)$$

備考 この式において、L、G、x、H、r、yは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 再生資源利用促進基準（単位 1年につきトン）

G 原材料使用量（単位 1年につきトン）（1年あたりの使用量が、1,000 トン未満のものを除く。）

x 別表第 1 に掲げる業種及び原材料の種類ごとの再生資源原材料使用基準率（単位 %）

H 副産物発生量（単位 1年につきトン）

r 別表第 2 に掲げる業種及び副産物の種類ごとの副産物再生資源利用基準率（単位 %）

y 別表第 2 に掲げる業種及び副産物の種類ごとの副産物中間処理減量化基準率（単位 %）

別表第 1 業種・原材料別再生資源原材料利用基準率（x）

単位：%

業種・規模等		原材料	油類	非動植物系液体原材料	鉄材	非鉄金属材	プラスチック類	紙パルプ材
製造業	食料品製造業		0	0	0	0	0	0
	飲料・たばこ・飼料製造業		0	0	0	0	0	70
	繊維工業		0	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業		0	0	0	0	0	0
	家具・装備品製造業		0	0	0	0	0	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	紙製造業		0	0	0	0	0	55
	その他		0	0	0	0	0	55
	印刷・同関連産業		0	0	0	0	0	0
	化学工業		0	0	95	0	0	0
	石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	0	0	0
	プラスチック製品製造業		0	0	0	0	0	0
	ゴム製品製造業		0	0	0	0	0	0
	なめし革・同製品・毛皮製造業		0	0	0	0	0	0
窯業・土石製品製造業	ガラス容器製造業		0	0	0	0	0	95
	ガラス容器製造業以外のガラス・同製品製造業		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
	鉄鋼業		0	0	0	0	0	0
	非鉄金属製造業		0	0	95	30	95	0
	金属製品製造業		0	0	0	0	0	0
	はん用機械器具製造業		0	0	10	0	0	0
	生産用機械器具製造業		0	0	10	0	0	0
	業務用機械器具製造業		0	0	0	0	0	0
	電子部品・デバイス電子回路製造業		0	0	0	0	0	0
	電気機械器具製造業		0	0	0	0	0	0
	情報通信機械器具製造業		0	0	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業		0	0	0	0	0	0
	その他の製造業		0	0	0	0	0	0

業種・規模等		原材料	油類	非動植物系液体原材料	鉄材	非鉄金属材	プラスチック類	紙パルプ材
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの		0	0	0	0	0	0
	ガス業のうちガス製造工場に係るもの		0	0	0	0	0	0
	熱供給業		0	0	0	0	0	0

業種・規模等		原材料	木材	ガラス材	建設資材	無機系原材料	動植物系原材料	
製造業	食料品製造業		0	30	0	0	0	
	飲料・たばこ・飼料製造業		0	50	0	0	0	
	繊維工業		0	0	0	0	0	
	木材・木製品製造業		0	0	0	0	0	
	家具・装備品製造業		0	0	0	0	0	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙製造業		0	0	0	0	0
		その他		55	0	0	0	0
	印刷・同関連産業		0	0	0	0	0	
	化学工業		0	0	0	0	95	
	石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	0	0	
	プラスチック製品製造業		0	0	0	0	0	
	ゴム製品製造業		0	0	0	0	0	
	なめし革・同製品・毛皮製造業		0	0	0	0	0	
	窯業・土石製品製造業	ガラス容器製造業		0	55	0	0	0
		ガラス容器製造業以外のガラス・同製品製造業		0	45	0	5	0
		その他		95	0	0	5	0
	鉄鋼業		0	0	0	0	0	
	非鉄金属製造業		0	0	0	0	0	
	金属製品製造業		0	0	0	0	0	
	はん用機械器具製造業		0	0	0	0	0	
	生産用機械器具製造業		0	0	0	0	0	
	業務用機械器具製造業		0	0	0	0	0	
	電子部品・デバイス電子回路製造業		0	15	0	0	0	
	電気機械器具製造業		0	0	0	0	0	
	情報通信機械器具製造業		0	15	0	0	0	
	輸送用機械器具製造業		0	15	0	0	0	
その他の製造業		0	0	0	0	0		
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの		0	0	0	0	0	
	ガス業のうちガス製造工場に係るもの		0	0	0	0	0	
	熱供給業		0	0	0	0	0	

備考1 この表に掲げる再生資源原材料利用基準率については、使用原材料の種類ごとに年間の使用量が1,000トン以上の原材料について適用する。

2 この表に掲げる再生資源原材料利用基準率の値（0であるものを除く。）は、平成10年3月31日までの間は、これを0と読み換えて適用する。

別表第2 業種・副産物別副産物再生資源利用基準率（r）・副産物中間処理減量化基準率（y）単位：％

業種・規模等		副産物	区分	燃え殻	無機汚泥	有機汚泥	一般廃油	固形油	油泥
製造業	食料品製造業	r	0	0	0	0	0	0	30
		y	0	0	85	0	0	0	0
	飲料・たばこ・飼料製造業	r	0	60	0	65	0	0	0
		y	0	5	15	0	0	0	0
	繊維工業	r	0	0	0	95	0	0	0
		y	0	90	5	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	r	0	25	0	0	0	0	0
		y	0	75	0	0	0	0	95
	印刷・同関連産業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
化学工業	r	0	0	0	0	0	85	0	
	y	0	0	0	0	0	10	95	
石油製品・石炭製品製造業	r	0	5	15	0	0	0	0	
	y	0	90	80	0	0	0	85	
プラスチック製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
ゴム製品製造業	r	0	0	0	20	0	0	0	
	y	0	40	0	75	0	0	0	
なめし革・同製品・毛皮製造業	r	0	0	5	0	0	0	0	
	y	0	95	90	0	0	0	0	
製造業	窯業・土石製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	50	0	0	0	0	0
	鉄鋼業	r	0	0	5	0	0	0	5
		y	0	50	90	0	55	0	0
	非鉄金属製造業	r	0	0	0	30	0	0	0
		y	0	30	0	0	0	0	0
	金属製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	95	0	95	0	0	0
	はん用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	10	85	0	35	85	0
	生産用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	10	85	0	35	85	0
	業務用機械器具	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
電子部品・デバイス電子回路製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	65	95	0	0	0	0	
電気機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	5	95	35	0	0	0	
情報通信機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	65	95	0	0	0	0	
輸送用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	65	95	0	0	0	0	
その他の製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの	r	20	5	0	0	0	0	
		y	10	15	0	85	0	0	
	ガス業のうちガス製造業に係るもの	r	0	95	0	0	0	0	
		y	0	0	0	95	0	0	
	熱供給業	r	0	0	0	0	0	0	
		y	0	0	95	0	0	0	

業種・規模等		副産物	区分	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	廃タイヤ	紙くず	木くず
製造業	食料品製造業	r	0	10	0	0	0	0	0
		y	0	90	0	0	0	0	0
	飲料・たばこ・飼料製造業	r	0	0	95	0	0	0	0
		y	95	95	0	0	0	0	0
	繊維工業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	95
		y	0	0	0	0	0	0	5
	家具・装備品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	r	0	0	0	0	0	0	95
		y	0	0	0	0	0	0	0
	印刷・同関連産業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
化学工業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	50	0	0	0	0	0	
石油製品・石炭製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	90	0	0	0	0	0	
プラスチック製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
ゴム製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	90	0	0	0	
なめし革・同製品・毛皮製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	70	0	0	0	0	
製造業	窯業・土石製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	鉄鋼業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	80	0	0	0	0	0
	非鉄金属製造業	r	95	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	金属製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	はん用機械器具製造業	r	95	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	生産用機械器具製造業	r	95	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	業務用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
電子部品・デバイス電子回路製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	35	95	0	0	0	
電気機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	70	30	0	0	0	0	0	
情報通信機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	35	95	0	0	0	
輸送用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	35	95	0	0	0	
その他の製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	ガス業のうちガス製造業に係るもの	r	0	0	0	0	0	0	0
熱供給業	y	0	0	95	0	0	0	0	
熱供給業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	

業種・規模等		副産物	区分	繊維く ず	動植物 性残さ	ゴムく ず	金属く ず	ガラス及 び陶磁器 くず	鉱さい
製造業	食料品製造業	r	0	0	0	95	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	飲料・たばこ・飼料製造業	r	0	0	0	35	95	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	繊維工業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	95	0	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	r	0	0	0	95	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	印刷・同関連産業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
化学工業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
石油製品・石炭製品製造業	r	0	0	0	95	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
プラスチック製品製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
ゴム製品製造業	r	0	0	95	95	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
なめし革・同製品・毛皮製造業	r	0	0	0	95	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
製造業	窯業・土石製品製造業	r	0	0	0	95	0	45	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	鉄鋼業	r	0	0	0	95	0	75	0
		y	0	0	95	0	0	0	0
	非鉄金属製造業	r	0	0	0	95	10	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	金属製品製造業	r	0	0	0	95	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	はん用機械器具製造業	r	0	0	0	95	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	生産用機械器具製造業	r	0	0	0	95	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
	業務用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0	0	0
電子部品・デバイス電子回路製造業	r	0	0	0	95	0	0	0	
	y	0	0	95	0	0	0	0	
電気機械器具製造業	r	0	0	0	90	0	95	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
情報通信機械器具製造業	r	0	0	0	95	0	0	0	
	y	0	0	95	0	0	0	0	
輸送用機械器具製造業	r	0	0	0	95	0	0	0	
	y	0	0	95	0	0	0	0	
その他の製造業	r	0	0	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	0	0	
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの	r	0	0	0	25	0	0	
		y	0	0	0	0	0	0	
	ガス業のうちガス製造業に係るもの	r	0	0	0	95	0	0	
熱供給業	y	0	0	0	0	0	0		
	r	0	0	0	0	0	0		
y	0	0	0	0	0	0			

業種・規模等		副産物	区分	建設廃材	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん
製造業	食料品製造業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	飲料・たばこ・飼料製造業	r	0	0	0	0	95
		y	0	0	0	0	0
	繊維工業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	印刷・同関連産業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	化学工業	r	0	0	0	0	15
		y	0	0	0	0	0
	石油製品・石炭製品製造業	r	0	0	0	0	90
		y	0	0	0	0	0
	プラスチック製品製造業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	ゴム製品製造業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	なめし革・同製品・毛皮製造業	r	0	0	0	0	0
		y	0	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	r	95	0	0	0	95
		y	0	0	0	0	0
鉄鋼業	r	0	0	0	0	85	
	y	0	0	0	0	0	
非鉄金属製造業	r	0	0	0	0	95	
	y	0	0	0	0	0	
金属製品製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
はん用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
生産用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
業務用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
電子部品・デバイス電子回路製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
電気機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
情報通信機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
輸送用機械器具製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
その他の製造業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	
電気・ガス・熱供給業	電気業のうち発電所に係るもの	r	0	0	0	5	
		y	0	0	0	0	
	ガス業のうちガス製造業に係るもの	r	0	0	0	0	
y	0	0	0	0	0		
熱供給業	r	0	0	0	0	0	
	y	0	0	0	0	0	

備考1 この表に掲げる副産物再生資源利用基準率、副産物中間処理減量化基準率については、産業廃棄物である副産物について適用する。

2 この表に掲げる副産物再生資源利用基準率、副産物中間処理減量化基準率の値（0であるものを除く。）は、平成10年3月31日までの間は、これを0と読み換えて適用する。

再生資源利用促進調査・予測結果報告書

令和 ○ 年 6 月 3 0 日

兵 庫 県 知 事 様
(市 長 様)

報告者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
〒675-0000
加古川市○○町321

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

○○乳業(株) 代表取締役 兵庫太郎

担当者氏名 加古川工場製造部係長 兵庫花子

電話 (0794) ×× - ××××

特 定 事 業 者 の 概 要	特定事業の種類	清涼飲料製造 業に属する事業		
	特定事業の内容	清涼飲料、炭酸飲料、牛乳、ヨーグルトの製造		
	製造業に属する事業を行う 特定事業者にあつては、年 間の産業廃棄物の発生量が 10,000 t 以上である工場等 の名称、所在地及び年間の 産業廃棄物の発生量	名 称	○○乳業(株)加古川工場	
		所 在 地	加古川市△△町××456	
		産業廃棄物の発生量 (t/年)	10,041	
	電気業に属する事業を行う 特定事業者にあつては、設置 する発電所の名称及び所在地	名 称	/	
		所 在 地		
ガス業に属する事業を行う特定 事業者にあつては、設置するガ ス製造工場の名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
熱供給業に属する事業を行う 特定事業者にあつては、設置 する工場等の名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
再 生 資 源 利 用 促 進 基 準 の 適 合 状 況 等	特定事業 に使用 する 原材料	原 材 料 の 総 量 (t/年)		
		再生資源を利用した原材料の量 (t/年)		
		再生資源を利用しない原材料の量 (t/年)		
	特定事業 に伴い 得られる 副産物	副 産 物 の 総 量 (t/年)		
		再生資源として利用した副産物の量 (t/年)		
		再生資源としての利用方法		
		埋立処分した副産物の量 (t/年)		
		海洋投入処分した副産物の量 (t/年)		

〈環境の保全と創造に関する条例対象事業者〉
 県産業廃棄物実態調査票(再生原材料の使用状況)(別紙2)

___ 枚目
 (2枚以上になる場合のみ記入)
 (記入欄が不足する場合は
 複写して使用してください。)

対象年度	事業者コード 全10桁	事業者名
200X	28J0000001	〇〇乳業(株)加古川工場

	使用原材料		使用 原材料量 実績 t/年	再生原材料 使用率 実績 %	基準適合状況			
	コード	名称			基準適合区分	再生 原材料 使用率(x)	基準L	実績L
						%	$30 \times (1 - 33/100)$ t/年	$30 \times (1 - 31/100)$ t/年
28	29	30	31	32	33	34	35	
別表1	-				条例別表第1		-	
1	022	植物油	8,950	0	適	0	8,950	8,950
2	033	無機系原材料	2,730	0	適	0	2,730	2,730
3	071	純パルプ	1,000	40	適	70	300	600
4	122	食料(果汁)	44,000	0	適	0	44,000	44,000
5	091	ガラス材	28,000	20	適	50	14,000	22,400
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
						小計(L2)	69,980	78,680
「〈製造業〉県産業廃棄物実態調査票」(L1)及び本頁(L2)の 基準及び実績をそれぞれ足し合わせる→						合計(L1)+(L2)	80,574	78,906
合計(L1)+(L2)の値で、実績の値が 基準の値より小の場合は適、大の場合は不適となる。→						基準適合状況	適	